

(5.4.26)

議員の皆様におかれましては、本日、物価高騰に対する生活支援に向けた議案等の審議のため、4月臨時府議会を招集させていただきましたところ、御多忙の中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今回提案させていただいております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第1号議案令和5年度一般会計補正予算につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得のひとり親家庭等に対する生活支援を実施するため、特別給付金を支給するものであります。具体的には、低所得のひとり親家庭等の児童1人当たり5万円を支給するもので、可能な限り5月末までに支給するよう国からの要請があったことを踏まえ、本府におきましても、可能な限り早期の支給を実現するため、8,300万円の増額補正を行おうとするものであります。

また、第2号議案は、府税の最終的な見通しを得たこと等に伴う令和4年度一般会計予算の補正、第3号議案は、地方税法等の一部改正に伴う府税条例等の一部改正であり、いずれも議会を招集する時間的余裕がないことから、やむを得ず専決処分をしたものであります。

御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。